

議案第46号

守口市市税条例の一部を改正する条例案

守口市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和8年9月30日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市市税条例の一部を改正する条例

守口市市税条例（平成11年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第142条まで 略 附 則 第1条から第7条の3まで 略 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第24条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第29条の3第1項、附則第30条第1項、附則第31条第1項、附則第34条第1項、附則第35条第1項、<u>附則第35条の2第1項又は附則第36条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第24条第3項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額	第1条から第142条まで 略 附 則 第1条から第7条の3まで 略 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 第24条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第29条の3第1項、附則第30条第1項、附則第31条第1項、附則第34条第1項、附則第35条第1項、<u>附則第35条の2第1項、附則第35条の3第1項又は附則第36条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第24条第3項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めると

とする。

第7条の5から第35条の2まで 略

ころにより計算した金額とする。

第7条の5から第35条の2まで 略

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第35条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第19条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金

額」とあるのは、「総所得金額、附則第35条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第23条から第24条の2まで、第24条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項前段、第24条の2、第24条の3第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第35条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第35条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第35条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第35条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第4条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則

以下 略	<u>第35条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第35条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 以下 略
------	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の附則第7条の4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の附則第35条の3の規定は、施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。